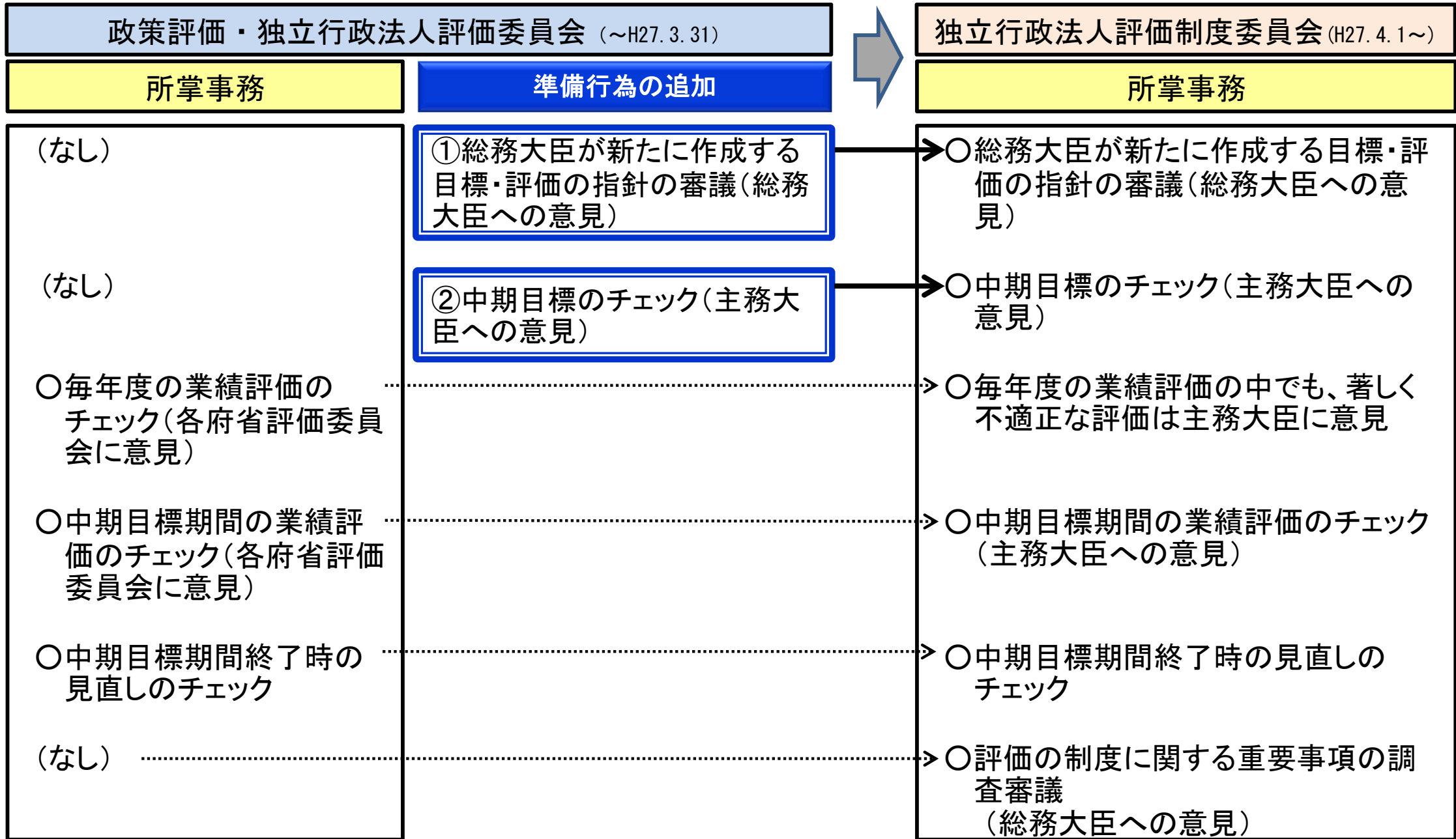


総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の改正について

【現行制度】

【新制度】



(参照条文)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）（抄）

（準備行為等）

附則第二条 この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2・3 （略）

(参考) 新法第二十八条の二及び第二十八条の三の規定

（評価等の指針の策定）

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の作成)

第二十八条の三 総合科学技術・イノベーション会議は、総務大臣の求めに応じ、研究開発の事務及び事業の特性を踏まえ、前条第一項の指針のうち、研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を作成する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（政策評価・独立行政法人評価委員会）

第二百二十三条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ 政策評価に関する基本的事項

ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 独立行政法人通則法の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法第三十五条及び綜合法律支援法第四十八条において準用する場合を含む。）、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定及び綜合法律支援法第四十二条第四項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか政策評価・独立行政法人評価委員会に関し必要な事項については、政策評価・独立行政法

人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の定めるところによる。

附則

（政策評価・独立行政法人評価委員会の所掌事務の特例）

第二十一条の三 政策評価・独立行政法人評価委員会は、第二百二十三条第一項に定めるもののほか、平成二十七年三月三十一日までの間、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によることとされる同法による改正後の独立行政法人通則法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）（抄）

（分科会）

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
政策評価分科会	一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。 イ 政策評価（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十六号に規定する政策評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項 ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項 二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。 三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。
独立行政法人評価分科会	

	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）及び綜合法律支援法第四十二条第四項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。
--	--

2～6 略

附則

（独立行政法人評価分科会の所掌事務の特例）

- 2 独立行政法人評価分科会は、第五条第一項の表独立行政法人評価分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十七年三月三十一日までの間、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定により読み替えてその例によることとされる同法による改正後の独立行政法人通則法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する。